

社会福祉法人 扶桑苑  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画  
(令和3年4月1日策定)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：男性職員の子育て目的の休暇の取得を促す。

<対策>

- 令和3年4月～パンフレットの作成、配布により男性職員へ周知する。
- 令和5年4月～効果を検証し、以後の対策を検討する。

目標2：職員が、子の看護のための休暇を1時間単位、かつ、連続しない単位で取得できるよう環境を整備する。

<対策>

- 令和3年4月～規程整備のため調査し、検討し、改正作業に着手する。
- 令和4年4月～規程を改正し、これをPRするパンフレットを作成し、全職員に周知する。
- 令和5年10月～効果を検証し、以後の対策を検討する。

目標3：地域における子どもの健全育成のための活動に職員を参加させ、地域に貢献する。

<対策>

- 令和3年4月～新型コロナの感染収束状況を勘案しながら、対象イベントを選別する。
- 令和5年4月～可能な限り、職員を参加させる。
- 令和5年10月～効果を検証し、以後の対策を検討する。